明

横須賀市郭

号外第 1 号

発行日 毎 月

10 日 ||

25 日

発行所 横須賀市小川町11番地 横 須 賀 市 役 所

編集兼 横須賀市長

発行人 上 地 克

印刷所 侑 宮 村 印 刷 所

監查委員公表

横須賀市監査委員公表

令和6年第1号

監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、 同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年2月13日

横須賀市監査委員 川 瀬 冨士子

見 丸 山 邦 彦

同 関澤 敏 行

教育委員会監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査)

2 監査実施の期間

令和5年8月22日から同年12月19日まで

3 監査の対象及び範囲

教育委員会の所管に属する令和5年4月1日から同年7月31日までに執行された財務に関する事務(監査に伴い現地調査を行った市立学校は別表のとおり)

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3 E (経済性、効率性、有効性)が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる 監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及 び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、50万円までの負担金の支出決定は課長専決事項、 100万円までの負担金の支出決定は部長専決事項とされており、令和 5年度神奈川県公立小学校長会会費(負担金)736,000円の支出決定に ついては教育総務部長の決裁を要するが、総務課長の決裁により決定し ていたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められた い。

(総務課)

イ 横須賀総合高校(定時制)修学旅行教育支援介助員旅費の支出について、令和5年6月20日付けの出張命令書により費用弁償(宿泊)の予算執行を決定していたが、当該予算執行に係る費用弁償(宿泊)予算額の流用決裁を受けたのは同年7月24日付けであった。予算執行の決定については、予算執行伺の時点において財源の確保が完了している必要があるので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(教育指導課)

ウ 教育委員会専決規程によると、特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免は部長専決事項とされているが、「令和5年度(2023年度)非常勤職員(学校薬剤師)の委嘱及び辞令の交付について(令和5年6月1日付委嘱分)」の決裁文書において、保健体育課長の決裁により決定していたので、今後は、教育委員会専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(保健体育課)

(2) 支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は 用務終了後10日(休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算 入しない。)以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に 提出しなければならないとされている。また、概算払の精算について、 その用務終了後10日(休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、 算入しない。)以内に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理 者に送付しなければならないとされている。

令和5年5月18日から19日にかけて開催された「第73回全国都市教育 長協議会定期総会並びに研究大会帯広大会」への参加(出張期日は令和 5年5月17日から19日まで)に伴い、資金前渡により支出手続が行われ た負担金及び概算払により支出手続が行われた普通旅費(宿泊)につい て、令和5年5月19日に用務が終了したものの、同年11月7日に行われ た定期監査の現金の調査の時点において休日を除く10日を超えて資金前 渡及び概算払の精算が行われていなかったので、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。また、普通旅費(宿泊)の うち後払いとされた旅費については同時点で支給手続が行われていなか ったので、併せて適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

イ 会計年度任用職員出張旅費(スクールソーシャルワーカー) 5 月分の 支出について、算出誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置 を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(支援教育課)

- ウ 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。
 - ·第3回横須賀市立小中学校適正配置審議会委員報酬 (令和5年6月26日開催、同年7月21日支給)
 - · 令和 5 年度第 1 回文化財専門審議会委員報酬 (令和 5 年 6 月 30日開催、同年 7 月 21日支給)

(教育政策課及び生涯学習課)

- エ 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は 用務終了後10日(休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算 入しない。)以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に 提出しなければならないとされているが、次の支出について、10日を超 えて精算が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づい た適正な事務処理に改められたい。
 - ・横須賀総合高校(定時制)修学旅行教育支援介助員旅費 (用務終了日 令和5年7月31日、精算手続日 令和5年9月11日)
 - ・第28回小学校5年生芸術鑑賞会への参加に伴う児童交通費(用務終了日 令和5年6月28日、精算手続日 令和5年7月20日)
 - ・第72回横須賀市中学校総合体育大会総合開会式への参加に伴う生徒交 通費

(用務終了日 令和5年4月15日、精算手続日 令和5年5月2日) (教育指導課及び保健体育課)

(3) 財産管理に関する事務

ア 学校用地の使用について、公有財産使用承認申請及び使用承認に係る

事務処理が行なわれていないもの(街路防犯灯2灯)や、現況(街路防犯灯14灯、水道管直結式非常貯水装置備蓄機材格納庫0基)と異なる内容(街路防犯灯11灯、水道管直結式非常貯水装置備蓄機材格納庫3基)で公有財産使用承認申請及び使用承認がされているものがあったので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。

(学校管理課)

イ 物品会計規則によると、レターパックの管理については、交付後直ち に消費されるものを除き、所管において物品受払簿により受払いを明ら かにしておかなければならないとされているが、レターパックの物品受 払簿が作成されておらず、受払いが明らかにされていなかったので、今 後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(教職員課)

ウ 郵便切手及びレターパックの管理において、保有枚数と物品受払簿の 残数が一致しないもの(2校)や物品受払簿の所属長確認欄に所属長の 署名又は押印がされていないもの(1校)があったので、今後は、物品 会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(小学校)

(別表)

現地調査実施市立学校一覧表

区 分	学 校 名
小学校	浦郷小学校、田浦小学校、沢山小学校、汐入小学校、山崎小学校、城北小学校、大矢部小学校、根岸小学校、浦賀小学校、鴨居小学校、高坂小学校、岩戸小学校、北下浦小学校、津久井小学校、武山小学校
中学校	田浦中学校、不入斗中学校、池上中学校、大矢部中学校、馬堀中学校、鴨居中学校、長沢中学校
その他の学校	横須賀総合高等学校(全日制・定時制)、ろう学校

財政援助団体等監査結果報告書 (一般財団法人シティサポートよこすか)

1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査)

2 監査実施の期間

令和5年8月22日から同年12月19日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 横須賀市(以下「市」という。)が出資する一般財団法人シティサポートよこすか(以下「シティサポート」という。シティサポートの概要等については別紙に記載)に係る令和4年度における出納その他の事務(必要に応じて令和5年度分を含む。)
- (2) シティサポートを所管する部局(財務部)の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体の設立目的等に沿い、関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3 E (経済性、効率性、有効性)が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

(1) 経営状況

ア 経営成績

シティサポートの会計は、実施事業等会計、その他会計及び法人 会計の3つの会計区分で構成される。 実施事業等会計は公益目的支出計画の対象事業を経理する会計で、 主な内容はCSYスポーツ・文化振興事業、放置自転車対策及び自転 車等駐車場事業、市役所北口駐車場事業(地域貢献事業)となって いる。その他会計は公益目的支出計画の対象事業以外の事業を経理 する会計で、主な内容は不入斗公園他事業をはじめとする指定管理 事業、市役所北口駐車場事業(収益事業)、ポートマーケット事業 となっている。法人会計は法人の維持・管理に係る会計となってい る。

令和4年度における実施事業等会計について、経常収益の合計は2億3,236万円(注)であり、主なものは放置自転車対策及び自転車等駐車場事業に係る収益をはじめとする事業収益2億2,893万円となっている。経常費用の合計は3億3,512万円であり、主なものは人件費1億8,669万円となっている。以上の結果、当期経常増減額は1億275万円のマイナスとなり、これに他会計振替額1億275万円を加算した結果、当期一般正味財産増減額は0円となっている。

その他会計について、経常収益の合計は11億6,531万円であり、 主なものは不入斗公園他事業に係る収益をはじめとする事業収益 10億6,953万円となっている。経常費用の合計は9億9,714万円であ り、主なものは人件費3億9,149万円となっている。以上の結果、 当期経常増減額は1億6,816万円のプラスとなり、これに経常外収 益及び経常外費用を加減し、他会計振替額1億275万円を減算した 結果、当期一般正味財産増減額は5,258万円のプラスとなっている。

法人会計について、経常収益の合計は2,665万円であり、主なものはその他雑収益1,416万円、投資有価証券利息1,050万円となっている。経常費用の合計は1,984万円であり、主なものは人件費1,421万円となっている。経常収益から経常費用を減算し、投資有価証券評価損益等(評価損)を加算した結果、当期経常増減額は1,796万円のマイナスとなり、これに経常外費用を減算した結果、当期一般正味財産増減額は1,822万円のマイナスとなっている。

以上の結果、3会計合計で、当期一般正味財産増減額は3,436万円のプラスとなっている。

イ 財政状態

令和4年度末における資産の総額は39億9,961万円で、内訳は流動資産11億4,512万円及び固定資産28億5,448万円となっている。流

動資産の主なものは、普通預金 8 億 6,172万円、未収金 2 億 6,022万円となっている。固定資産の内訳は、基本財産 3,000万円、特定資産 1 億 7,422万円及びその他固定資産 26億 5,026万円となっている。その他固定資産の主なものは、市役所北口駐車場などの土地 8 億 5,038万円、投資有価証券 7 億 7,315万円、市役所北口駐車場などの建物 6 億 511万円、建物附属設備 2 億 4,198万円となっている。

負債の総額は4億443万円で、内訳は流動負債2億1,261万円及び 固定負債1億9,181万円となっている。流動負債のうち主なものは、 未払金1億2,301万円、預り金6,856万円であり、固定負債の主なも のは、退職給付引当金1億3,493万円となっている。

正味財産の総額は35億9,517万円であり、内訳は指定正味財産 6,929万円及び一般正味財産35億2,588万円となっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。 シティサポートに係る出納その他の事務 (出資団体)

- ア 契約規則によると、商慣習上、契約書を作成しないことが一般的と認められるとき、又は随意契約で代表理事が契約書を作成する必要がないと認めるときは、契約書の作成を省略することができるとされている。市役所北口駐車場在庫センサー故障による交換費用としての物品調達等回議(支出決定及び契約締結意思決定含む。)において、支出決定については決裁を受けていたものの、契約書を省略することについては決裁を受けないまま請書により契約を締結していたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。
- イ 契約規則によると、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して2人以上の者から見積書を徴するものとされ、契約の目的又は性質その他特別な事情により契約者が特定されるとき等に該当するときはこの限りではないとされているが、勤労福祉会館事業における予定価格20万円を超える消耗品費及び修繕費の契約において、特別な事情等がなく1人の者からのみ見積書を徴し、随意契約の手続が行われていたので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ウ 経理基準によると、金銭の保管及び出納を取扱う出納担当者を定めると規定されている。企画・総務部総務課において金銭管理上は適切とはいえないが人員配置が困難であることなどから経理事務担当職員が出納担当者の業務を行っていたものの、出納担当者を定める旨の起案及び決裁がなかったので、今後は、経理基準に基づいた適正な事務処理に改められたい。
- エ 郵便切手の管理において、調査日における保有枚数と金券受払簿 の残数は一致していたものの、調査日より前に次の辻褄の合わない 記載が見られたので、今後は適正な管理に改められたい。

月日	受	払	残
4 / 1			34
4 /10		1	30

(3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

シティサポートに係る出納その他の事務 (出資団体)

よこすかポートマーケット事業については、ポートマーケットの土地を市から賃借しているため、返却時の原状回復に備え資産除去債務 を貸借対照表の負債の部に計上しており、同表の資産の部の「建物」 に「建物(資産除去債務)」が含まれている。

資産除去債務に関する会計基準では、重要性が乏しい場合を除き、 所定の事項を注記することが求められている。シティサポートでは、 資産除去債務について、金額的にも質的にも重要性が乏しいと判断 し、注記を記載していないと推測されるが、読み手側からすると、市 の施策に関連した注目を集めている事業の財務諸表の記載はより明瞭 である方が望ましいと考えられるため、質的重要性の観点から、資産 除去債務の内容、割引率算出の前提条件、期中における増減内容など について注記に記載するよう検討されたい。

(別紙)

1 シティサポートの概要

設立年月日	昭和30年9月23日
所在地	横須賀市小川町11番地
設立目的	市及びその周辺地域において、地域住民の暮らしの
	向上と健康の増進を図るため、都市諸施設及び都市
	環境の整備に関する公益事業及び収益事業等を行
	い、もってこの地域の発展に寄与すること
代表者	代表理事 竹内 英樹
役職員数	代表理事1名
	業務執行理事 1名
	理 事 4名
	評 議 員 8名
	監 多名
	事 務 局 職 員 42 名
	出 先 機 関 職 員 256 名
事業内容	1 体育会館及び運動公園等のスポーツ施設の運営
	管理事業
	2 自然公園等の運営管理事業
	3 勤労者及び産業交流に係る施設の運営管理事業
	4 高齢者福祉に係る施設の運営管理事業
	5 芸術・文化施設の運営管理事業
	6 コミュニティ施設の運営管理事業
	7 市、その他の公共団体から委託された事業
	8 駐車場等の運営管理事業
	9 清涼飲料水・酒類等の物品販売事業
	10 ポートマーケットに係る事業
	11 CSY スポーツ・文化振興事業 12 市、その他の公益的団体への寄附
	12 1、その他の公益的団体への新門 13 不動産、動産の賃貸業及び管理業務
	13 小助座、助座の負負未及の官垤未務 14 その他この法人の目的を達成するために必要な
	事業
市の出資額	30,000,000 円
川ツ山貝領	30,000,000 F

2 シティサポートの主な業務状況(令和4年度)

(1) CSY スポーツ・文化振興事業

ア スポーツ・文化等に関する教室、講習会、セミナー等の開催

区分	参加者数 (人)
スポーツ能力測定会	160
BMX学校訪問事業	945
トップアスリート講師派遣事業	23
かけっこ教室	93
大人のランニング教室	38
大人のサッカー教室	53
マリノスサッカー教室	72
電動車椅子サッカー体験会	168
横浜 DeNA ベイスターズ現役選手による野球教室	34

ラジオ体操教室	98
横須賀市市民大学さきがけ講座	113
リズムトレーニング	259
トップアーティスト講師派遣事業	321
横須賀美術館コンサート	235
猿島イベント	106
ヴェルクまつりコンサート	380
ヴェルクロビーコンサート	190
ポートマーケットクリスマスコンサート	469
ポートマーケット Sunset Live	663
ウィンドサーフィン無料体験会	198

イ スポーツ・文化団体等に対する助成その他の援助

区分	参加者数 (人)
横須賀ユースサッカー大会 (CSY 杯 U17)	160
Sukasuka-ippo 観劇	168
CSY杯グラウンドゴルフ大会	207
CSY健康ウォーク	720
秋山翔吾選手野球教室	91
なでしこサッカーフェスタ	130

(2) 放置自転車対策及び自転車等駐車場事業

ア 自転車等保管所

区分	収入(円)
夏島町他2か所	2,085,000

イ 自転車等駐車場

	区	分	収入(円)
追浜他 15 か所			175, 550, 836

(3) 市役所北口駐車場事業(地域貢献事業)

区分	金額 (円)
横須賀市役所来庁者認証割引	29, 730, 960

(4) 特定寄附

区 分	金額 (円)
市への現金寄附	14,700,000
市への現物寄附(駐車券認証機、プロジェクタ	
一、会議室用椅子、アルミ製ステップ、和室用	1, 958, 614
畳、絵本・玩具)	

(5) 市役所北口駐車場事業(収益事業)

区分	収入(円)
自動車	132, 857, 320
自動二輪車	4, 587, 440
市役所来庁者合計	69, 372, 240
手数料収入	31,900

(6) 職員駐輪場

区分	収入(円)
定期駐車	3, 339, 270

(7) 物品販売

区 分	収入(円)
清涼飲料水	4, 512, 340
日本酒	147,840

(8) ポートマーケット事業

区 分	収入(円)
建物賃料	8, 149, 775
普通車駐車場賃料	10, 518, 888
普通車駐車場利用料収益	9, 756, 774
大型車駐車場利用料収益	3, 108, 000
自動販売機手数料収益	672,034
太陽光発電設備家賃収益	764, 435
その他の収益	288, 263

(9) 指定管理事業

ア 体育会館

区分	利用者数 (人)
総合体育会館 (競技場他)	289, 407
北体育会館 (競技場他)	95, 081
南体育会館(温水プール他)	149, 941
西体育会館(温水プール他)	81, 259

イ 不入斗公園グループ

区 分	利用件数 (件)
不入斗公園 (陸上競技場他)	35, 568
衣笠公園 (軟式野球場)	559
光の丘公園 (庭球場)	4,082
西公園 (庭球場他)	3,977
湘南国際村西公園 (庭球場)	5, 258
佐原2丁目公園(サッカー場他)	2, 245
大津公園 (庭球場他)	11,086

はまゆう公園 (サッカー)	275
根岸公園 (おもしろ自転車他)	101, 413

ウ 追浜公園グループ

区分	利用件数(件)
追浜公園 (庭球場)	5,871
追浜公園 (横須賀スタジアム)	782
夏島都市緑地(ドッグラン広場)	7,628
夏島都市緑地(夏島グラウンド)	455

エ 田浦梅の里グループ

区分	来園者又は 利用者数(人)		
田浦梅の里	16,841		
田浦青少年自然の家	2,077		
衣笠山公園	47,760		
しょうぶ園	72, 362		
光の丘水辺公園	63, 737		
太田和つつじの丘	16, 735		
走水水源地公園	16,056		
旗山崎公園	18, 206		

オ 公園水泳プール

区分	利用者数(人)
馬堀海岸公園	21,713
湘南鷹取5丁目第2公園	4, 174
根岸公園	5, 968
浦賀7丁目公園	3, 368
久里浜公園	4, 574
長沢村岡公園	5, 106
富浦公園	5, 414

力 勤労福祉会館

区分	利用者数 (人)
ホール	44,874
会議室	47, 915
研修室	22,767
音楽室	3, 241
和室	2, 423
トレーニング室	1,789

キ 猿島公園

区分	来園者数(人)
猿島公園	186, 099

3 シティサポートの財務諸表(令和4年度)

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位 円)

			会計別	川内訳	
科目	合 計	実施事業等会計	その他会計	ポートマーケット 事業	法人会計
I 一般正味財産増減の部		CC .			
1 経常増減の部					
(1)経常収益	1 000 471 050	000 000 005	1 000 500 017	22 252 160	0
事業収益	1, 298, 471, 052	228, 932, 035	1, 069, 539, 017	33, 258, 169	0
基本財産受取利息 土地貸付収益	600 6, 868	0	6, 868	0	600
消防局庁舎売却利息	3, 755, 627	٥	3, 755, 627	0	0
消防局庁舎負担金収益	28, 014, 939	٥	28, 014, 939	0	0
受取市奨励金	10, 708, 729	0	10, 708, 729	10, 708, 729	0
市補てん金収益	27, 391, 857	2, 253, 731	25, 138, 126	0	0
他会計受取負担金	1, 983, 000	0	O	0	1, 983, 000
受取利息	8, 807	259	4, 125	0	4, 423
出資金配当金	4,000	0	o	0	4,000
投資有価証券利息	10, 500, 000	o	o	0	10, 500, 000
その他雑収益	43, 494, 857	1, 179, 792	28, 149, 000	27, 462, 511	14, 166, 065
経常収益計 ①	1, 424, 340, 336	232, 365, 817	1, 165, 316, 431	71, 429, 409	26, 658, 088
(2)経常費用					
事業費	1, 332, 272, 977	335, 125, 466	997, 147, 511	50, 133, 335	_
人件費	578, 192, 139	186, 692, 379	391, 499, 760	3, 301, 378	_
委託料	241, 676, 147	44, 047, 431	197, 628, 716	2, 986, 000	_
光熱水料費	158, 402, 635	12, 884, 792	145, 517, 843	1, 415, 143	_
事務費等	297, 097, 626	84, 550, 803	212, 546, 823	22, 159, 510	_
減価償却費 管理費 (3)	56, 904, 430	6, 950, 061	49, 954, 369	20, 271, 304	10 047 025
管理費 ③ 人件費	19, 847, 235 14, 217, 518	_	_	_	19, 847, 235 14, 217, 518
委託料	12, 327			_	12, 327
光熱水料費	174, 495	_	_	_	174, 495
事務費等	4, 346, 789	_	_	_	4, 346, 789
減価償却費	1,096,106	-	-		1, 096, 106
経常費用計 ④=②+③	1, 352, 120, 212	335, 125, 466	997, 147, 511	50, 133, 335	19, 847, 235
評価損益等調整前当期	72, 220, 124	△102, 759, 649	168, 168, 920	21, 296, 074	6, 810, 853
経常増減額⑤=①-④ 投資有価証券評価損益等	△24, 780, 000	0	0	0	△24, 780, 000
評価損益等計 ⑥	△24, 780, 000	٥	0	0	△24, 780, 000
当期経常増減額 ⑦=⑤+⑥	47, 440, 124	△102, 759, 649	168, 168, 920	21, 296, 074	△17, 969, 147
2 経常外増減の部		33333 - C - C - C - C - C - C - C - C -		**************************************	
(1)経常外収益					
固定資産売却益	499, 999	0	499, 999	0	0
市補てん金収益	3, 780, 847	0	3, 780, 847	0	0
経常外収益計 8	4, 280, 846	0	4, 280, 846	0	0
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	252, 843	0	0	0	252, 843
指定管理料返還金	17, 106, 356	0	17, 106, 356	0	0
経常外費用計 ⑨	17, 359, 199	0	17, 106, 356	0	252, 843
当期経常外增減額⑩=⑧-⑨ 他会計振替前当期一般正味	△13, 078, 353	0	△12, 825, 510	0	△252, 843
財産増減額⑪=⑦+⑩	34, 361, 771	△102, 759, 649	155, 343, 410	21, 296, 074	△18, 221, 990
他会計振替額 ①	0	102, 759, 649	△102, 759, 649	0	0
当期一般正味財産増減額 ⑪+⑫	34, 361, 771	0	52, 583, 761	21, 296, 074	△18, 221, 990
一般正味財産期首残高	3, 491, 521, 166	△3, 262, 413	973, 170, 645	△ 797, 880, 674	2, 521, 612, 934
一般正味財産期末残高	3, 525, 882, 937	△3, 262, 413	1, 025, 754, 406	△ 776, 584, 600	2, 503, 390, 944
Ⅱ 指定正味財産増減の部 受取市奨励金 ③	50, 000, 000	o	50, 000, 000	50, 000, 000	0
一般正味財産への振替額 (4)	△10, 708, 729	0	△10, 708, 729	△ 10, 708, 729	0
当期指定正味財産増減額	INTERNATION CONTRACTORS			10 51	0
(3) + (4)	39, 291, 271	١	39, 291, 271	39, 291, 271	20,000,000
指定正味財産期首残高	30, 000, 000		20 201 271	0 39, 291, 271	30, 000, 000
指定正味財産期末残高 正味財産期末残高	69, 291, 271 3, 595, 174, 208	∆3, 262, 413	39, 291, 271 1, 065, 045, 677	△ 737, 293, 329	30, 000, 000 2, 533, 390, 944
皿 正怀别连朔末线局	3, 595, 174, 208	۵۵, ۷۵۷, 413	1, 000, 040, 677	△ 101, Z93, 3Z9	2, 333, 390, 944

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位 円)

	دانون دانون	-	71.	ملم			TV.		S1.	-	
	科	Acceptance	当年	度			科	目	当	年	度
I 資産の部				П	負	責の部					
	1 流動資産					1	流動負				
	現金		- 22	5, 119, 220			未払金		123, 010, 130		
		普通預金	861, 72					法人税住民税等			0,000
		未収金	260, 22				前受金				8, 240
		前払金		5, 560			仮受 4				1, 105
		仮払金		0,000			預り		6		2, 599
		預け金	14, 50					ス債務			1,272
		立替金		0,750			賞与	引当金	h	100	5, 986
		前払費用		7,600				流動負債合計	21	2, 619	9, 332
		棚卸資産		5, 215	1	2	固定負				
		流動資産合計	1, 145, 12	2, 353	4			給付引当金	1		2, 643
		固定資産						預り敷金			8, 530
	(1)基本財産					資産	除去債務	-	1000	5, 402
		基本財産特定預金	30, 00		1			固定負債合計			6, 575
		基本財産合計	30, 00	0,000	-		150.20	負債合計	40	4, 435	5, 907
	(2)特定資産			III		味財産の				
		退職給付引当資産	134, 93			1	指定正				
		建物	110	7, 550				取市奨励金			1, 271
		構築物		2, 489				附金		var operan	0,000
		什器備品	33, 13		-			指定正味財産合計			1, 271
	-	特定資産合計	174, 22	3, 914	-			基本財産へ充当額)			0,000)
	(3)その他固定資産						特定資産へ充当額)		What I have start	1, 271)
		土地	850, 382			2	一般正				2, 937
		建物	605, 11	9, 203				正味財産合計		150	4, 208
		建物附属設備	241, 98	2, 315	ž.		負	債及び正味財産合計	3, 99	9,610	0, 115
		構築物	33, 43	2, 156							
		車両運搬具	40	5,808							
		機械及び装置	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	6							
		什器備品	21, 58								
		リース資産	1111	1,272							
		ソフトウェア	- 111 - Post-March	3,600							
		水道施設利用権		2, 446							
		長期前払費用	_	7, 120							
		保証金	-	3, 290							
		出資金		0,000							
		長期未収金	117, 44								
		投資有価証券	773, 15		-						
		その他固定資産合計	2, 650, 26	-10	-						
		固定資産合計	2, 854, 48	7, 762							
		資産合計	3, 999, 61	0, 115							

財政援助団体等監査結果報告書

(パーキングコミュニティよこすか)

1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査)

2 監査実施の期間

令和5年8月22日から同年12月19日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) パーキングコミュニティよこすか(以下「パーキングコミュニティ」という。パーキングコミュニティの概要については別紙に記載)が行った公の施設である横須賀市立追浜駅第1自転車等駐車場ほか 27か所(以下「自転車等駐車場」という。自転車等駐車場の概要等については別紙に記載)の管理に係る令和4年度における出納その他の事務(必要に応じて令和5年度分を含む。)
- (2) 自転車等駐車場を所管する部局(建設部)の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3 E (経済性、効率性、有効性)が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

(1) 公の施設に係る収支状況について

自転車等駐車場の管理に関する業務の収支実績(令和4年度)は次

のとおりである。

収入合計は1億7,802万円(注)であり、その主なものは利用料金収入 1億7,555万円となっている。支出合計は2億523万円であり、その主なものは人件費1億1,306万円となっている。

これらにより、収支差額は2,721万円のマイナスとなっている。(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

ア 公の施設の管理に係る出納その他の事務(市及び指定管理者)

(ア) 基本協定書によると、市は基本協定書管理物品に示す物品等を 無償で指定管理者に貸与することとし、指定管理者は物品等につ いて別途定める帳簿を備え、常に良好な状態で管理しなければな らないとされているが、帳簿を備えていなかった。

また、横須賀市立横須賀中央駅第1自転車等駐車場に保管されていた回転いすについて、破損し使用に耐えない状態となったまま返納されていなかったので、必要な措置を講じ、今後は、基本協定書に基づいた適正な管理に改められたい。

- (イ)基本協定書によると、指定管理者は利用者満足度調査の結果について、毎年度3月31日までに市に提出するものとされているが、令和4年度分は令和5年6月30日に提出されていたので、今後は、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。
- (ウ)基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないとされている。令和4年度は、令和5年5月15日に提出期限延長願を市に提出し、同年6月30日に事業報告書を提出していたが、同延長願は、指定管理者であるパーキングコミュニティの代表者から市長にあてられたものではなく、同一人物ではあるが一般財団法人シティサポートよこすかの代表者から市長にあてられたものとなっており、外部へ発出する文書等の代表者の表記に係る認識が不十分だったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

- (エ)基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないとされている。令和4年度の事業報告書に添付された「管理運営業務の実施及び利用の状況に関する書類」について、保守点検作業実績の記入漏れや業務日数の記入誤りがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。
- (オ) 基本協定書によると、事前に市の承諾を得なければ、管理に係る業務の一部を第三者に委託してはならないと規定されているが、事業年度終了後に市に提出する事業報告書内の業務委託一覧表により、市に事後報告していたものの、事前承諾は得ていなかったので、今後は、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。
- イ 公の施設の管理に係る出納その他の事務(指定管理者)

基本協定書の規定により指定管理者が定めることとされている横 須賀市立自転車等駐車場指定管理業務に係る文書管理規程によると、 施設に文書取扱責任者を置き、文書取扱責任者は施設の代表者が指 名したものとするとされており、施設管理課長が同責任者として業 務を行っていたが、同責任者を施設管理課長に指名する旨の起案及 び決裁がなかったので、今後は、同規程に基づいた適正な事務処理 に改められたい。

(別紙)

1 自転車等駐車場及びその管理に係る概要

名称 (所在地)	横須賀市立追浜駅第1自転車等駐車場ほか27か所
	(横須賀市追浜町三丁目3番地ほか27か所)
設置目的	「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、自
	転車等の放置の防止を図るとともに、自転車等の利
	用者等の利便に供するため。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
協定に基づく管理業	1 管理施設の使用許可及び取消しに関すること
務範囲	2 管理施設の利用料金の収入、免除、及び還付に
	関する業務
	3 管理施設の施設及び設備の維持管理・運営に関
	すること
	4 提案事業に関すること
	5 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事
	項に関すること
主な運営財源	利用料金

2 パーキングコミュニティよこすかの概要

名 称	パーキングコミュニティよこすか
設立年月日	平成31年3月29日
構成団体	代表団体
	名 称:一般財団法人シティサポートよこすか
	所在地:横須賀市小川町11番地
	代表者:代表理事 竹内 英樹
	構成団体
	名 称:京急サービス株式会社
	所在地:横浜市西区高島一丁目2番8号
	代表者:取締役社長 小林 要司

3 自転車等駐車場の主な利用状況 (令和4年度)

(1) 利用実績

(単位:件)

区 分		自転車	原動機付 自転車等
追浜駅自転車等駐車場	一時使用	46, 508	11,081
担供源日転車寺紅車場	定期使用	3, 190	1,359
京急田浦駅自転車等駐車場	一時使用	2,897	3,863
	定期使用	347	220
横須賀駅自転車等駐車場	一時使用	4, 224	11, 364
	定期使用	703	1,046
逸見駅自転車等駐車場	一時使用	_	_
远兄就日転車寺紅車場	定期使用	348	419
汐入駅自転車等駐車場	一時使用	2,021	19, 268
7 八	定期使用	352	1,306

横須賀中央駅自転車等駐車場	一時使用	12, 264	19,880
	定期使用	1, 133	1,414
用力十分即力起声效射声担	一時使用	4, 129	1,431
県立大学駅自転車等駐車場	定期使用	180	96
堀ノ内駅自転車等駐車場	一時使用	12,658	9,619
畑ノ内駅日転車寺紅車場	定期使用	344	622
方	一時使用	_	_
京急大津駅自転車等駐車場	定期使用	100	12
华 十净即 白 起 声 学	一時使用	_	_
新大津駅自転車等駐車場	定期使用	131	76
大	一時使用	8,414	10,820
衣笠駅自転車等駐車場	定期使用	1,066	961
北久里浜駅自転車等駐車場	一時使用	16, 462	10,932
	定期使用	1,271	990
馬堀海岸駅自転車等駐車場	一時使用	5, 536	5,794
为	定期使用	420	577
浦賀駅自転車等駐車場	一時使用	5,866	5, 234
佣 貝 承 日 転 平 守 紅 平 場	定期使用	1, 195	1, 194
久里浜駅自転車等駐車場	一時使用	9,038	20,704
人 主 供 朳 日 転 車 寺 紅 車 場	定期使用	2,044	3, 443
Y R P 野比駅自転車等駐車場	一時使用	8,820	8, 575
	定期使用	374	419
合 計	一時使用	138, 837	138, 565
	定期使用	13, 198	14, 154

(2) 収納実績

区 分	件数(件)	金 額(円)
追浜駅自転車等駐車場	62,065	30, 211, 440
京急田浦駅自転車等駐車場	7, 324	2, 523, 550
横須賀駅自転車等駐車場	17, 326	10, 387, 880
逸見駅自転車等駐車場	751	4, 212, 770
汐入駅自転車等駐車場	22,940	12, 286, 950
横須賀中央駅自転車等駐車場	34,670	20, 762, 420
県立大学駅自転車等駐車場	5,833	2, 195, 760
堀ノ内駅自転車等駐車場	23, 210	7, 505, 460
京急大津駅自転車等駐車場	108	479,600
新大津駅自転車等駐車場	199	956, 490
衣笠駅自転車等駐車場	21, 208	11, 294, 490

北久里浜駅自転車等駐車場	29, 622	13, 364, 630
馬堀海岸駅自転車等駐車場	12, 295	6, 502, 110
浦賀駅自転車等駐車場	13, 450	11,906,330
久里浜駅自転車等駐車場	35, 188	34, 716, 640
YRP野比駅自転車等駐車場	18, 178	6, 113, 110
小計	304, 367	175, 419, 630
前年度前受分	_	17, 528, 920
次年度前受分	_	△ 17,397,714
合 計	304, 367	175, 550, 836

4 自転車等駐車場の管理に関する業務の収支計算書(令和4年度)

(単位:円)

区分	金額
1 収入	178, 024, 087
利用料金収入	175, 550, 836
市補てん金収入(光熱費)	2, 253, 731
その他収入	219, 520
2 支出	205, 238, 904
人件費	113,067,921
光熱水料費	11,722,390
修繕費	8, 862, 128
委託費	17, 493, 357
その他事務費 (消耗品費等)	12, 432, 326
本社経費	27, 688, 773
租税公課	13, 972, 009
収支差額	$\triangle 27, 214, 817$

財政援助団体等監査結果報告書 (横須賀公園墓地管理グループ)

1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査)

2 監査実施の期間

令和5年8月22日から同年12月19日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 横須賀公園墓地管理グループ (以下「公園墓地管理グループ」という。公園墓地管理グループの概要については別紙に記載) が行った公の施設である横須賀市営公園墓地 (以下「公園墓地」という。公園墓地の概要等については別紙に記載) の管理に係る令和4年度における出納その他の事務 (必要に応じて令和5年度分を含む。)
- (2) 公園墓地を所管する部局(建設部)の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3 E (経済性、効率性、有効性)が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

(1) 公の施設に係る収支状況について

公園墓地の管理に関する業務の収支実績(令和4年度)は次のとおりである。

収入合計は1億2,038万円(注)であり、その主なものは指定管理料1億1,990万円となっている。支出合計は1億1,453万円であり、その主なものは委託費5,131万円、人件費2,232万円、事務費1,910万円となっている。

これらにより、収支差額は585万円のプラスとなっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務 (市及び指定管理者)

ア 基本協定書によると、市は基本協定書管理物品に示す物品等を無償で指定管理者に貸与することとし、指定管理者は物品等について常に良好な状態で管理しなければならないとされている。公園墓地管理事務所に保管されていた複写機について、同協定書管理物品に記載されていたものの、10年以上の長期間使用されておらず遊休状態となっていたので、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

イ 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理 に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて市に報告し なければならないとされている。令和4年度の事業報告書に添付さ れた「令和4年度 意見・要望等一覧」について、令和4年11月か ら令和5年3月までの意見・要望等のうち36件の記載が欠落してい たので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務 (市)

墓所設備の設置については、公園墓地条例に基づき公園墓地条例施行規則において普通墓地及び芝生墓地の墓所に設備できる施設、墓碑の高さ等の墓所設備基準が定められており、公園墓地指定管理業務の仕様書に定められた業務として指定管理者が墓所設備に関する書類の受付、審査、指導及び監督を行っている。市は、月毎及び年度の報告書で墓碑等建設工事(変更)届、完了届等の受付件数、墓碑建立数等について指定管理者から報告を受けているものの、報告方法は仕様書等

で定められておらず、墓碑等建設工事(変更)届等に記載された工作物等の内容に関する報告を求めていなかった。

しかし、市としては、公園墓地条例施行規則に定められた墓所設備 基準に適合する墓所設備が設置されているかについて把握するととも に、指定管理者による墓所設備に関する書類の審査、指導及び監督の 状況について確認する必要もあると考えられることから、墓所におけ る工作物等の内容に関する適切な報告方法について検討されたい。

(別紙)

1 公園墓地及びその管理に係る概要

名称 (所在地)	横須賀市営公園墓地(横須賀市大矢部六丁目1033番
	地)
設置目的	公園墓地条例に基づき、広く市民に墓地を提供する
	とと
施設の概要	敷地面積:55.5 ヘクタール
	墓所施設:普通墓地 7,274 区画
	芝生墓地 17,726 区画
	合葬墓 300 区画
	期限後合祀型合葬墓 3,150体分
	休憩所 1棟(2室)
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理	1 休憩室の使用許可に関すること
業務範囲	2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関するこ
	と
	3 未納者に対する納付指導に関すること
	4 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事
	項に関すること
主な運営財源	指定管理料

2 公園墓地管理グループの概要

名 称	横須賀公園墓地管理グループ
設立年月日	令和 4 年 3 月 31 日
構成団体	代表団体 名 称:西武造園株式会社 所在地:東京都豊島区長崎五丁目1番34号 代表者:取締役社長 大嶋 聡
	構成団体 名 称:福利園建設株式会社 所在地:横須賀市岩戸三丁目 27 番 25 号 代表者:代表取締役 福島 康人
	名 称:株式会社不二テクノ 所在地:横須賀市小川町 14番地 1 代表者:代表取締役 久保田 康雄

3 公園墓地の主な管理状況 (令和4年度)

区 分	実	績
休憩室の使用許可		457 件
休憩室の利用者数		1,897人
各種申請書等の受付		4,219件

4 公園墓地の管理に関する業務の収支計算書(令和4年度)

(単位:円)

区分	金額
1 収入	120, 389, 096
指定管理料	119, 900, 000
その他収入	489, 096
2 支出	114, 538, 423
人件費	22, 326, 210
賃金	8,737,376
事務費	19, 107, 141
委託費	51, 315, 000
事務経費	13, 052, 696
収支差額	5, 850, 673

財政援助団体等監査結果報告書 (株式会社明治スポーツプラザ)

1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査)

2 監査実施の期間

令和5年8月22日から同年12月19日まで

3 監査の対象及び範囲

- (1) 株式会社明治スポーツプラザ(以下「明治スポーツプラザ」という。 明治スポーツプラザの概要については別紙に記載)が行った公の施設 である横須賀市健康増進センター(以下「健康増進センター」という。 健康増進センターの概要等については別紙に記載)の管理に係る令和 4年度における出納その他の事務(必要に応じて令和5年度分を含 む。)
- (2) 健康増進センターを所管する部局(民生局健康部)の指導監督に係る事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い、関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 出納その他の事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3 E (経済性、効率性、有効性)が図られているか。
- (4) 出納その他の事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

(1) 公の施設に係る収支状況について

健康増進センターの管理に関する業務の収支実績(令和4年度)は次のとおりである。

収入合計は9,145万円(注)であり、その主なものは利用料収入5,602万円となっている。支出合計は1億3,714万円であり、その主なものは人件費6,817万円、管理費4,668万円となっている。

これらにより、収支差額は4,568万円のマイナスとなっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

(2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務(市及び指定管理者)

基本協定書によると、指定管理者は月毎の管理業務の運営状況について市の指定する様式により翌月10日までに市に報告しなければならないとされているが、令和4年12月分は令和5年1月12日、令和5年3月分は同年4月11日に報告されていたので、今後は、基本協定書に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(別紙)

1 健康増進センター及びその管理に係る概要

名称 (所在地)	横須賀市健康増進センター「すこやかん」(横須賀
	市西逸見町一丁目38番地11)
設置目的	市民の健康づくりの場を提供して市民の健康及び福
	祉の増進を図ること
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
協定に基づく管理	1 管理施設の利用の許可に関すること
業務範囲	2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関するこ
	٤
	3 健康づくりに関する事業の企画及び実施に関す
	ること
	4 「人と人がつながる施設」の企画及び実施に関
	すること
	5 広報活動に関すること
	6 近隣小学校水泳授業へのプール貸し出しに関す
	ること
	7 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事
	項に関すること
主な運営財源	利用料収入

2 明治スポーツプラザの概要

名 称	株式会社明治スポーツプラザ
設立年月日	平成2年7月5日
所在地	川崎市幸区堀川町 580 番地
代表者	代表取締役 後藤 聖治
業務内容	1 フィットネスクラブ・スイミングスクールの経営
	2 運営受託
	3 コンサルタント運動プログラムの提供・指導
	4 栄養補助食品等の販売

3 健康増進センターの主な利用状況 (令和4年度)

区分	実 績
来館者数	104,322 人
体の健康づくり講座受講者数	4,828 人
ホットクラス受講者数	208 人
特別教室受講者数	251 人
短期水泳教室受講者数	86 人
サービスプログラム受講者数	1,031 人
健康登録カード集計数	2,232 件

4 健康増進センターの管理に関する業務の収支計算書(令和4年度)

(単位:円)

区 分	金額
1 収入	91, 457, 935
利用料収入	56,023,538
その他収入	35, 434, 397
2 支出	137, 143, 380
人件費	68, 175, 720
事務費	2,923,546
管理費	46,680,762
広告費	4, 387, 452
その他経費	14, 975, 900
収支差額	△ 45,685,445